

事 務 連 絡 令和6年10月10日

各災防団体の長 殿

大阪労働局労働基準部 安全課長 (契印省略)

労働者死傷病報告の報告事項の改正及び電子申請の義務化について

平素より安全衛生行政に格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、標記の件につきまして、令和7年1月1日より、「労働者死傷病報告」 について報告事項が改正され、原則、電子申請により届け出ていただくこととな ります。

これを受けて、厚生労働省のホームページに改正内容にかかる特設ページの開設を行っており、大阪労働局のホームページからも当該特設ページへのリンクを行っています。

つきましては、貴団体の会員事業者等に対し別添リーフレットをご利用いただき、労働者死傷病報告が、原則、電子申請となることについて周知いただきますようお願いいたします。

電子申請に当たっては

## 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票 印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署 に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、<u>作業の一時</u>中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

- ※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告に も、入力支援サービスをご活用ください。
  - 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
  - 定期健康診断結果報告
  - 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
  - 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
  - 有機溶剤等健康診断結果報告
  - じん肺健康管理実施状況報告
  - 事業の附属寄宿舎内での災害報告

\スマートフォンからの電子申請も可能です/ 入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶

厚生労働省HPにリンクします







# 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年(2025年)1月1日施行

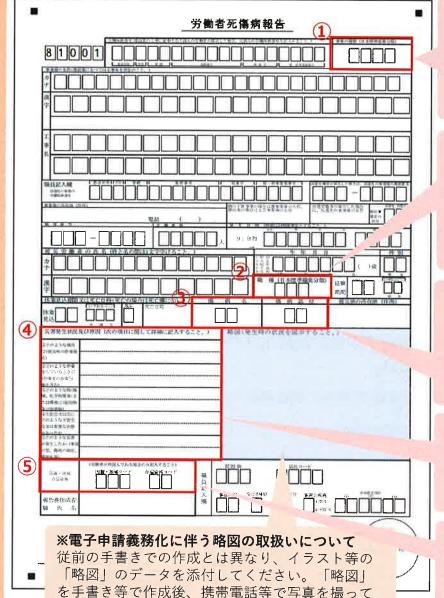
労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

#### 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、 ④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。



そのデータを添付していただいても構いません。

#### ①事業の種類

日本標準産業分類から該当する 細分類項目を選択してください。 (例) 製造業>食料品製造業>水産食 料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

#### ②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する 小分類項目を選択してください。 (例) 生産工程従事者>製品製造・加 工処理従事者(金属製品を除く)> 食料品製造従事者

### ③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を 選択してください。

(例)傷病名:負傷>切断 傷病部位:頭部>鼻

#### ④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入し てください。

#### ⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資 格を選択してください。

